

瑞浪市廃棄物減量等推進審議会とは

ア) 根拠法令

瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

- 第 1 条の 2 一般廃棄物の減量に関する事項、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項、その他の一般廃棄物の適正処理に関する事項を審議させるため、瑞浪市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、一般廃棄物の減量、再利用の促進等に関する事項について、市長の諮問に応じ審議し、市長に答申する。
 - 3 審議会は、委員 15 名以内をもって構成する。
 - 4 委員は、住民、知識経験者、事業者、廃棄物処理業者又は廃棄物再生事業者のうちから市長が委嘱する。
 - 5 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

- 第 2 条 条例第 1 条の 2 第 1 項に規定する瑞浪市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に会長を置き、委員のうちから互選する。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
 - 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。
 - 4 審議会の会議は、会長が招集する。
 - 5 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
 - 6 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

イ) 具体的な答申

- ・平成 17 年度 廃棄物処理手数料のあり方及び廃棄物の抑制対策について答申（平成 19 年 1 月 1 日より廃棄物処理手数料改定施行）